

第3項 償還金	3,237,974千円	△	1千円	3,237,973千円
第4項 補助金返還金	81,027千円	△	81,027千円	－千円
第5項 基金積立金	691,060千円	△	2,133千円	688,927千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条中限度額「2,804,600千円」を「2,649,100千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第9条第1号中「719,805千円」を「657,856千円」に、同条第2号中「302千円」を「155千円」に改める。

平成29年3月2日提出

茨城県知事 橋 本 昌